

○高速自動車国道における速度規制可変標識及びトンネル用信号機運用要領の制定について

(平成 13 年 2 月 26 日甲通達交規ほか第 8 号)

この度、別添のとおり「高速自動車国道における速度規制可変標識及びトンネル用信号機運用要領」を定めたので通達する。

なお、東名高速道路におけるトンネル用信号機、速度規制可変標識及び交通情報可変標識の運用に関する訓令の制定について（昭和 56 年甲通達交規第 38 号）は、廃止する。

別添

高速自動車国道における速度規制可変標識及びトンネル用信号機運用要領

第 1 趣旨

この要領は、県内の高速自動車国道（以下単に「高速自動車国道」という。）に設置されている速度規制可変標識及びトンネル用信号機（以下「速度規制可変標識等」という。）の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 運用及び操作

1 運用

速度規制可変標識等の運用は、県本部高速道路交通警察隊長（以下「高速道路交通警察隊長」という。）が行うものとする。

2 操作

- (1) 速度規制可変標識等の操作は、県本部高速道路交通警察隊管制室において遠隔操作により行う。ただし、現場において手動により操作することができる。
- (2) 高速道路交通警察隊長は、隊員が速度規制可変標識等の機能及び取扱方法を熟知し、適正な操作が行えるよう指導するものとする。

第 3 運用基準

1 速度規制可変標識

| 規 制 理 由 | 速度規制 | 規 制 区 間 | |
|---------------------|---------------------------|-------------------------|--------|
| 火 災 | 50km/h | 高速道路交通警察隊長 が必要と認める区間 | |
| 地 震 | 50km/h | | |
| 地震警戒宣言発令 | 50km/h | | |
| 異常 気象 | 視程 200 メートル以下 | | 80km/h |
| | 視程 150 メートル以下 | | 50km/h |
| | 路面 湿 潤 | | 80km/h |
| | 凍 結 | | 50km/h |
| | 積 雪 | | 50km/h |
| | 強 風 (おおむね風速 10 メートル以上) | | 80km/h |
| 道路損壊、交通事故、車両故障、落下物等 | 50km/h | | |

| | | |
|------------------------|--------|--|
| 工 事 作 業 | 50km/h | |
| 交 通 渋 滞 | 50km/h | |
| その他高速道路交通警察隊長が必要と認めた場合 | 50km/h | |

備考 この表中の速度規制は、高速自動車国道における最高速度を越えないものとする。

2 トンネル用信号機

| 規制理由 | 区分 | A 信号機 | | | B 信号機 | | | |
|-------|-----------------------------|-----------------|-----|---|-------|-----|---|--|
| | 表示 | 青 | 黄点滅 | 赤 | 青 | 黄点滅 | 赤 | |
| 平 常 時 | | ○ | | | ○ | | | |
| 異常時 | 火 災 | | | ○ | | ○ | | |
| | 地 震 警 戒 宣 言 発 令 | | ○ | | | ○ | | |
| | 道路損壊、交通事故、車両故障、落下物等 | 発 生 認 知 | | ○ | | | ○ | |
| | | 一 部 車 線 通 行 不 能 | | ○ | | | ○ | |
| | | 通 行 不 能 | | | ○ | | ○ | |
| | 工事作業 | 一 部 車 線 通 行 不 能 | | ○ | | | ○ | |
| | | 通 行 不 能 | | | ○ | | ○ | |
| 交通渋滞 | トンネル内に車両が停滞し、又は停滞するおそれがある場合 | | | ○ | | ○ | | |
| | 上記以外るとき | | ○ | | | ○ | | |

備考

- 「A 信号機」とはトンネル入り口に設置された信号機を言い、「B 信号機」とは A 信号機の手前に予告的に設置された信号機をいう。
- A 信号機に係る赤色の灯火への変更は、現に表示している灯火から直ちに行うものとする。